



## 改正個人情報保護法が施行されました

### 地域住民が改正法の当事者になることも？

改正個人情報保護法が平成29年5月30日に施行されました。最も大きな改正点としては、取り扱う個人情報の数が5000人以下の小規模取扱事業者であっても、個人情報を取り扱う「個人情報取扱事業者」とみなされるようになり、規制の対象となるようになったことです。これだけ聞くと、一般の個人には何ら関係のないもののようにも思えますが、地域の一般の人たちにも今回の法改正の影響はおよぶものなのでしょうか。

改正法の対象となる個人情報取扱事業者には、個人事業主が対象になるのはもちろんのこと

近所の飲食店や花屋などでアルバイトをしている場合でも、一従業員として法規制の対象になります。

それ以外にも例えば、マンション管理組合や同窓会、町内会、サークルのような非営利の集まりであっても、「個人情報データベース等を事業の用に供していること」、つまり居住者や所属メンバーの個人情報をパソコンの表計算ソフトなどで管理している時点で個人情報取扱事業者になると法的には定められています。

純粋な個人であればそもそも個人情報取扱事業者ではありませんので、同法の規制の対象にはなりません。仮に企業の役職員でなくても、一地



域住民が日常生活のなかの何らかのライフサイクルの一環で適用事業者に該当する可能性が格段に高まったといえます。

ちなみに、ここでいう個人情報とは「特定の個人を識別できるもの」を指します。つまり、氏名や生年月日が含まれていなくても、例えば防犯カメラに映った個人の顔画像などの映像情報や特定の個人が特定できるメールアドレスなども個人情報に該当するため、注意が必要です。

保険についてのお問合せやご不明な点がございましたら、いつでもお気軽にご相談ください。